

電気工事業の新規登録のご案内

1 登録の概要

電気工事業を営もうとする者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)
第3条第1項により、営業所所在地の都道府県知事の登録を受けなければなりません。(営業所が2
以上の都道府県にある場合は、経済産業大臣の登録を受けることとなります。)

また、建設業者であって、電気工事業を営む者は、電気工事業法第34条第4項により、都道府
県知事または経済産業大臣に届けなければなりません。(届出の手続きについては別案内になりま
す。)

(1) 登録の申請に当たって

次の事項をご確認ください。

①主任電気工事士の設置(法第19条)

営業所ごとに主任電気工事士を設置しなければならない。

(1人の方が複数の営業所の主任電気工事士を兼ねることはできません。)

ア. 主任電気工事士の資格(次のいずれかを満たしている者)

- ・第一種電気工事士免状を取得している者
- ・第二種電気工事士免状を取得し、取得後3年以上の実務経験を有する者。

イ. 主任電気工事士の職務等(法第20条)

- ・配線図の作成および変更。これに関与しない場合はそのチェックをする。
- ・電気関係法規に違反しないように管理する。
- ・立入検査を受ける場合の立ち会い
- ・一般用電気工事の検査結果の確認
- ・帳簿の記載上の管理監督
- ・その他一般用電気工事に関する一般的な管理監督

② 電気工事業法・電気工事士法・電気用品安全法に違反したことがない者でなければならない。

(2) 登録の有効期限について

有効期限は5年です。また、有効期限ごとに更新手続きが必要となります。

有効期限内に変更等が生じた場合は、変更が生じた日から30日以内に変更手続きをし
ていただく必要があります。

(3) 罰則規定について

登録を受けないで電気工事業を営んだ者または虚偽の申請により登録を受けた者は、法
第36条により1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科
されることになります。

(4) 業務上の留意事項

電気工事業を行うにあたり次のことが必要となります。

① 器具の備付け（法第24条）

ア. 一般用電気工事のみを行う営業所

絶縁抵抗計、接地抵抗計、回路計(抵抗・交流電圧測定可能)

イ. 自家用電気工事を行う営業所

絶縁抵抗計、接地抵抗計、回路計(抵抗・交流電圧測定可能)、

低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置

ただし、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については必要な時に使用できる措置が講じられていれば、備え付けられているとみなします。

② 標識の掲示（法第25条）

電気工事業者は、下記標識を2枚作成し、営業所および施工場所に掲示しなければなりません。

＜登録電気工事業者登録標識＞ 施行規則第12条による

登 録 電 気 工 事 業 者 登 録 票			35cm 以上
登 録 番 号	滋賀県知事登録第	号	
登 録 の 年 月 日	年	月 日	
氏 名 また は 名 称			
代 表 者 の 氏 名			
営 業 所 の 名 称			
電 気 工 事 の 種 類			
主任電気工事士等の氏名			
40cm 以上			

③ 帳簿の記載と保存（法第26条）

電気工事業者は、以下の事項を記載した帳簿を5年間保存していかなければなりません。なお、帳簿の保存方法は、カード式、伝票式、とじ込み式等体裁は問いません。（パソコン等電磁的方法による保存でも可能）

＜必要記載事項＞ 施行規則第13条による

- ア. 注文者の氏名または名称および住所
- イ. 電気工事の種類および施工場所
- ウ. 施工年月日
- エ. 主任電気工事士および作業者の氏名
- オ. 配線図
- カ. 検査結果

2 申請に必要な書類

提出書類		区 分		個 人		法 人	
		申請者が主任 電気工事士を 兼ねる場合		申請者が主任 電気工事士を 雇用する場合		代表者が主任 電気工事士を 兼ねる場合	
登録電気工事業者登録申請書（様式第1）		○	○	○	○	○	○
誓約書（様式第1-(1)）		○	○	○	○	○	○
商業登記簿謄本						○	○
主 任 電 気 工 事 士	誓約書（様式第1-(2)）		○		○		○
	雇用(従業員)証明書（様式第1-(3)）		○		○		○
	電気工事士免状の写し（様式第1-(4)） 免状のコピー（写真があるページ、講習受講記録欄 （第1種のみ））を貼付けてください。	○	○	○	○	○	○
	実務経験証明書（様式第1-(5)） ・経験を積んだ会社または事業所に証明してもらう。 ・経験が2ヵ所以上にまたがっている場合は、それぞれの証明が必要となります。	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1
手数料 滋賀県収入証紙 22,000円 ・申請書に貼付してください。 ・滋賀県収入証紙は、滋賀銀行、滋賀県各合同庁舎等で取り扱っています。		○	○	○	○	○	○

※1 第1種電気工事士の場合は不要です。

〔個人事業者の方へ〕

- ① 氏名および住所は、住民票に記載されているとおり記入してください。
- ② 外国人の方は、外国人登録証明書の写しを添付してください。

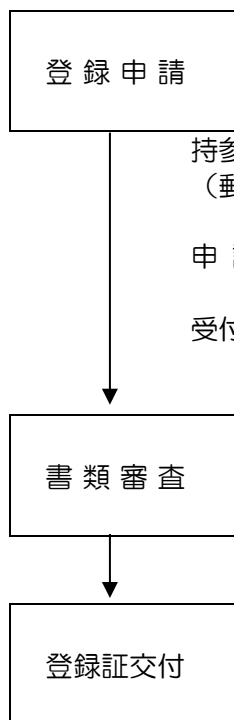
〔更新切れ登録の方へ〕

以前交付を受けた登録証を添付してください。

〔県内に営業所を2つ以上お持ちの方へ〕

営業所ごとに、登録申請書の1営業所等の内容を別紙作成し、主任電気工事士に関する書類を提出してください。

3 申請手続き



持参または郵送による。
(郵送の場合は書留または簡易書留を使用してください。)

申 請 先：滋賀県電気工事工業組合
〒525-0041 草津市青地町 299 番 1 号
受付時間： 9：00 ～ 17：00（土・日・祝日、年末年始を除く。）

申請受理から約 10 日間程度で「登録電気工事業者登録証」を郵送（配達記録）により交付します。

【申請先案内図】



4 記入上の注意点

（１）登録電気工事業者登録申請書（様式第１）の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名（営業所名ではありません）を記入してください。

（２）登録電気工事業者登録申請書（様式第１）の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

（３）記入方法について、不明な点があれば、滋賀県電気工事工業組合(TEL:077-562-2069)までお問い合わせください。

申請の内容に不備がないか、申請前にいま一度お確かめください。

申請・お問い合わせ先

滋賀県電気工事工業組合
〒525-0041 草津市青地町299番1号
TEL:077-562-2069
FAX:077-562-2081
E-mail:info@shigadenkouso.or.jp

登録電気工事業者登録申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×登録番号	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒 ー
住 所

氏名または名称
法人にあつては代表者の氏名

電話番号 () ー

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1. 営業所等

営業所の名称	所 在 の 場 所	電気工事の 種 類	主任電気工事士 等 の 氏 名	電気工事士免状の種 類および交付番号
(ふりがな)		一 般 用 電 気 工 事	(ふりがな)	第 種 第 号 交付年月日
		自 家 用 電 気 工 事		年 月 日

※電気工事の種類欄は該当する電気工事を○で囲むこと。

2. 法人にあつては、その役員の氏名

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合には※を付すること。
- 自家用電気工作物の工事のみ行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄および電気工事士免状の種類および交付番号の欄には記載することを要しない。

滋賀県収入証紙貼付欄

誓 約 書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒

住 所

氏 名

(法人にあっては
名称および
代表者名)

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までの欠格事由に該当しないことを誓約いたします。

なお同法に規定する全ての業務を遵守することを併せて誓います。

欠格事由に関する事項（法第6条第1項）

- 1 電気工事業法、電気工事士法第3条又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- 2 電気工事業法第28条（登録の取消し等）第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者。
- 3 登録電気工事業者であって法人であるものが電気工事業法第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者。
- 4 電気工事業法第28条第1項、第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しない者。
- 5 法人であって、その役員のうち前4号の一に該当する者がある者。
- 6 営業所について電気工事業法第19条に規定する要件を欠く者。

誓 約 書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒

住 所

氏 名

(法人にあっては
名称および
代表者名)

わたくしの下記営業所にいる主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当しないことを誓約いたします。

記

営業所の名称	所 在 の 場 所	電気工事の 種 類	主任電気工事士 等 の 氏 名	電気工事士免状の種 類および交付番号
		一 般 用 電 気 工 事 自 家 用 電 気 工 事		第 種 第 号
				交付年月日 年 月 日

※電気工事の種類欄は該当する電気工事を○で囲むこと。

(備 考)

この用紙は、申請者が主任電気工事士を兼務する場合は不要。

従業員(役員)であることを証する書

住 所

氏 名

生 年 月 日

年 月 日生

上記の者は、主任電気工事士として従業員（役員）であることを証します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては
名称および
代表者名）

(備 考)

この用紙は、申請者が主任電気工事士を兼務する場合は不要。

主任電気工事士等の電気工事士免状の写し

ここに免状のコピー（写真があるページと講習受講記録欄）
を貼り付けてください。

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に、相違ありません。

年 月 日

証 明 者 住 所

氏 名

(法人にあっては)
名称および
代表者名

登録、届出番号 第 号
登録、届出年月日 年 月 日

滋賀県知事 様

記

1 第二種電気工事士

電気工事士の氏名				
生年月日・年齢	年 月 日 (歳)			
現 住 所	〒 -			
第二種電気工事士免状	交付年月日	年 月 日	免状交付番号	第 号

2 電気工事に従事した職歴

所 属	期 間	業 務 の 内 容
	年 月 日 ～ 年 月 日	
主任電気工事士の実務経験の有無		有 (年 月) ・ 無

3 証明者の事業内容

--

(備 考)

- 証明者は登録電気工事業者またはみなし登録電気工事業者等であること。
- 所属名は〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
- 業務内容は、〇〇用電気工作物の電気工事の施行業務、検査業務等を具体的に記入すること。
- この用紙は、主任電気工事士として第一種電気工事士を置く場合は不要。

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に、相違ありません。

証明者は、登録電気工事業者または
はみなし登録電気工事業者である
雇用者のこと

〇〇年××月△△日

証 明 者 住 所

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

琵琶湖電気株式会社

代 表

琵琶湖 太 郎

氏 名

（法人にあっては
名称および
代表者名）

登録か届出かに○

登録、届出番号

第 000000 号

登録、届出年月日

××年〇〇月□□日

滋賀県知事 様

記

1 第二種電気工事士

電気工事士の氏名	滋 賀 花 子			
生 年 月 日 ・ 年 齢	〇〇年 □□月 ××日 （◇◇ 歳）			
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県大津市京町〇丁目×番◇号			
第二種電気工事士免状	交付年月日	◇◇年××月〇〇日	免状交付番号	第□□□□号

2 電気工事に従事した職歴

所 属	期 間	業 務 の 内 容
〇〇営業所 工事課	××年□□月△△日 ～ △△年〇〇月××日	・ X X 邸新築屋内配線工事 ・ Y Y 事務所電気設備改修工事 ・ 他△□件 上記、一般用電気工事に従事した。
証明者の登録または 届出の有効期間 内であること	第2種電気工事士免状 の交付年月日以降の日 付から3年以上の期間	第2種電気工事士として行った一般 用電気工事の具体例をいくつか記載 すること。
主任電気工事士の実務経験の有無		有（ 年 月）・ 無

3 証明者の事業内容

電気工事業（一般用電気工事）

（備 考）

1. 証明者は雇用者である登録電気工事業者またはみなし登録電気工事業者等であること。
2. 所属名は〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
3. 業務内容は、〇〇用電気工作物の電気工事の施行業務、検査業務等を具体的に記入すること。
4. この用紙は、主任電気工事士として第一種電気工事士を置く場合は不要。